

坂本小学校 いじめ防止基本方針

I 目的

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域が一体となって毅然とした態度で児童を守り、安心して生活し学ぶことができるようにするとともに、いじめ防止に向けた取組を明らかにするために策定する。

- 組織的な対応体制の確立**：担任一人が抱え込むのではなく、全教職員が共通の基準で迅速かつ組織的に動くために体制を明確にする。
- いじめを許さない土壌づくり**：児童・教職員・保護者の間で「いじめは絶対に許されない」という意識を共有し、未然防止のための教育を計画的に進める。
- 児童の安全と信頼の確保**：「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得る」という認識のもと、すべての児童が安心して過ごせる学校環境づくりを学校、保護者、地域が一体となって行う。そして、学校教育目標である「笑顔の花を咲かせる」ことができるようにする。

<学校教育目標>

笑顔の花を咲かせよう

<めざす児童像>

- 元気(明るい たくましい あきらめない)
- 笑顔(仲良く 助け合う 感謝の心をもつ)
- やる気(進んで学ぶ工夫をする 学ぶ習慣を身に付けている)

<いじめ対策委員会>

いじめの防止や早期発見、発生時の対応協議を行う。

- 校長 ○養護教諭 ○生活指導主任
- 教頭 ○教務主任 ○特別支援 CO
- 当該学級担任

<専門家・外部関係者>

- 学校サポーター
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 中学校
- 保育園・幼稚園

<PTA・地域との連携>

- 育友会会長、副会長
- 学校評議員
- 民生委員
- 少年補導委員
- 自治会役員

<関係機関との連携>

- 長崎市教育委員会学校教育課
- 長崎市教育研究所教育相談
- 長崎市子育てサポート課
- 子ども・女性・障害者支援センター
- 子ども相談センター(こどもみらい課)
- 警察 など

<児童会など>

- 代表委員会
- 委員会活動
- 縦割り活動
- 平和学習
- 人権学習

2 いじめ問題への取組

○基本的な考え方（「いじめ防止対策推進法」から抜粋）

【いじめの定義】第2条

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【学校及び学校の教職員の責務】8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【いじめの禁止】第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

【保護者の責務等】第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(1) いじめの防止

- 心の時間の工夫や道徳科において、互いの良さを認め合う態度を涵養する授業を実施し、豊かな心を育む。
- 心を開いて話ができるような児童と教職員の信頼関係を築くとともに、児童が自他を認め合う学校生活の中で、学習活動をはじめ、係活動や委員会活動などで自己有用感・自己肯定感を高めることができるようにする。
- 周りの人の喜びや心の痛みに共感し、他を思いやる心を育む。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 異年齢集団による活動（縦割り掃除、平和ウォーク）などの体験活動を通して、よりよい人間関係づくりを行う。
- 日常的に職員が相互に児童の情報を共有する。
- 保護者が児童の規範意識を養うための指導を適切に行うことができるように学級懇談会や学級通信の話題に取り上げたり、ファミリープログラム等を有効活用したりするなどして保護者や家庭への支援を行う。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の外部機関と連携を図る。
- インターネットや携帯電話、パソコンやゲームとの付き合い方などの情報教育を推進する。

(2) いじめの早期発見

- 児童が悩みを相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、観察力や対応力の向上を図る。
- 「こども相談センター」によるこども相談を実施するなど相談体制の整備を行う。
- 児童の些細な変化に気づく力を高め、いじめの可能性があると感じたら迷うことなく個人面談や情報収集を行う。
- 定期的なアンケートや個人面談などの実施により児童の実態を把握し、いじめに関わると判断されることは速やかに管理職に報告し、全教職員で情報交換するとともに、保護者や児童等からの情報収集を行う。
- 県教育委員会作成の「長崎県いじめ対策リーフレット」「いじめ対策ハンドブック」「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を有効活用する。
- 児童の日記、校舎内の巡回などによる児童の日常観察を通して実態を把握する。
- 幼保小中間での情報交換会を通して情報を引き継ぐ。
- より多くの大人が悩みを受け止めることができるよう、保護者や地域と連携・協働する体制づくりを推進する。

(3) いじめに対する措置

- いじめの事実を把握した場合は、できるだけ早期に関係する児童から事情を聞き取り、いじめを受けている児童の安全を確保し、市教委からの指導を受けた上で、組織的対応を図る。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を適切に行う。
- 「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に運用し、早期の立ち直り支援に努める。
- 教育相談に関わる研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- スクールカウンセラーの派遣、学校相談員の配置による教育相談体制の充実を図る。
- 問題を抱える児童の生活環境の課題を図るために、スクールソーシャルワーカーを派遣してもらうなど、関連機関との連携を図る。
- 児童、保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

(4) 重大事態発生時の取組

- 重大事態を認知した場合は、直ちに発生を報告を行う。学校→教育委員会→市長
- 教育委員会が調査の主体や調査組織を判断する。
- いじめを受けた児童・保護者、いじめを行った児童・保護者へ調査結果の提供を適切に行う。

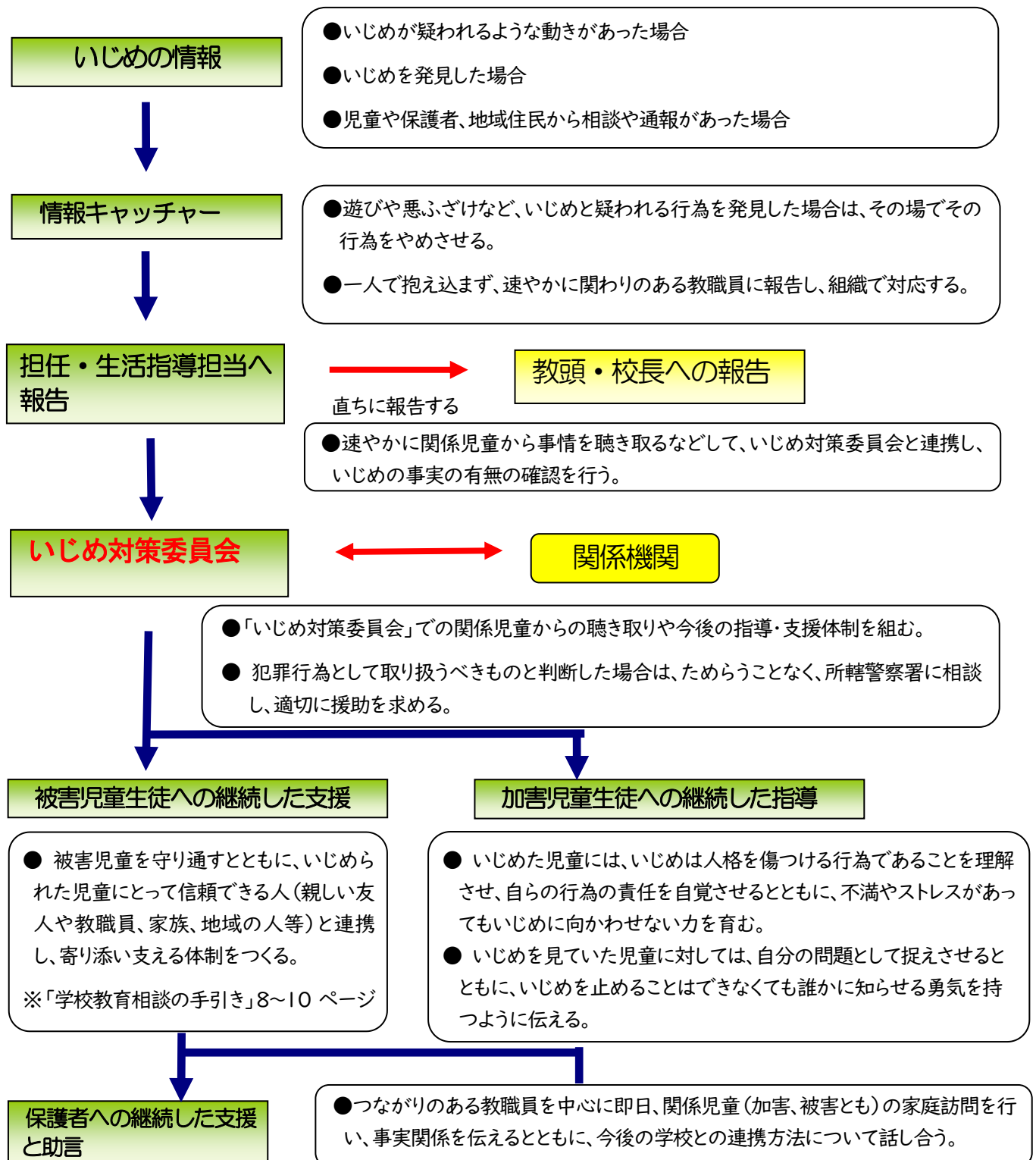
○ 調査を要する重大事態の例

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれや生じた疑いがあると認める場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・いじめを要因として転校した場合
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ、又はそのおそれや疑いがあると認める場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合
- ③ その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

○ 調査を行う組織

学校の「いじめ対策委員会」、又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。また、調査を行う組織の構成員については、事前に対象児童・保護者の了承を得る。

いじめが発生した場合の対応



状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

3 いじめチェックリスト

〈学校〉	
☐	からだや体調 ・衣服の汚れ、破れ ・あざ ・保健室、職員室への頻繁な出入り
☐	しぐさや態度、表情 ・おどおどした様子 ・暗い表情 ・暴言 ・視線を合わせない ・ぼんやり ・冷笑
☐	友達との関係 ・人への気づかい ・人のいいなり ・交友関係の変化 ・嫌なあだ名 ・隣の席にだれも座らない
☐	生活面 ・納入金の滞納 ・持ち物隠し ・机、かばんが荒らされる ・陰口やひそひそ話 ・実名やあだ名での落書き ・学級写真等の顔へのいたずら ・何度も当番活動を行う ・欠席、遅刻、早退の増加

〈家庭〉	
☐	からだや体調 ・腕や足を隠して見せない ・登校時に体の不調を訴える
☐	服装 ・ボタンがとれている ・服装の乱れや汚れ
☐	持ち物 ・筆箱、かばん等の破損 ・持ち物が頻繁に紛失、破損 ・カッターなど危険物の持ち歩き ・買っていないものを持っている
☐	金銭 ・金遣いの荒さ ・金をねだる ・金品の持ち出し
☐	生活面 ・学習意欲の低下 ・忘れ物の増加 ・家族との会話の減少 ・部屋への閉じこもり ・帰りが遅い ・命令的な口調 ・軽蔑的な発言

4 年間計画

月	指導内容	月	指導内容
4	・いじめ防止基本方針の共通理解及び生徒・保護者等への周知 ・生活アンケート調査、面談 ・いじめ対策委員会 ・職員会（児童理解） ・育友会総会	10	・生活アンケート調査、面談 ・いじめ対策委員会 ・職員会（児童理解）
5	・生活アンケート調査 ・いじめ対策委員会 ・職員会（児童理解）	11	・生活アンケート調査 ・いじめ対策委員会、面談 ・いじめ標語作成（PTA募集） ・職員会（児童理解）
6	・教育週間（道徳公開授業） ・職員会（児童理解） ・生活アンケート調査、面談 ・いじめ対策委員会	12	・生活アンケート調査、面談 ・いじめ対策委員会 ・人権学習・人権集会 ・職員会（児童理解）
7	・生活アンケート調査 ・いじめ対策委員会 ・夏季面談及び教育相談 ・職員会（児童理解）	1	・生活アンケート調査、面談 ・いじめ対策委員会 ・いじめ防止基本方針の見直し ・休業中の児童の情報交換と共通理解
8	・平和祈念集会 ・いじめ対策委員会	2	・生活アンケート調査、面談 ・いじめ対策委員会 ・職員会（児童理解）
9	・生活アンケート調査 ・いじめ対策委員会 ・休業中の児童の情報交換と共通理解	3	・生活アンケート調査、面談 ・いじめ対策委員会 ・引き継ぎシート作成 ・新入生引き継ぎ・情報収集 ・職員会（児童理解）

5 学校以外の主な相談機関

相談窓口	電話番号
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり
こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132
24時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310
教育研究所教育相談	0120-556-275
親子ホットライン	0120-72-5311
子ども・家庭110番	095-844-1117
ヤングテレホン	0120-786-714
こどもの人権110番	0120-007-110
長崎いのちの電話	095-842-4343
こころの電話	095-847-7867